

直送済

令和5年(ワ)第408号 差止請求事件
原告 特定非営利活動法人消費者機構日本
被告 山梨県知事 長崎幸太郎

5

答 弁 書

令和6年1月23日

10 甲府地方裁判所 民事部 合議A係 御中

〒102-0083 東京都千代田区麹町二丁目12番地

VORT半蔵門3階

村田・若槻法律事務所(送達場所)

15 電 話 03-3263-0480

FAX 03-3263-0481

被告訴訟代理人 弁護士 足立

格
印

第1 請求の趣旨に対する答弁

20

- 1 原告の請求をいずれも棄却する
 - 2 訴訟費用は原告の負担とする
- との判決を求める。

25 第2 請求の原因に対する認否

追って行う。

なお、第1回口頭弁論期日は差支えであるため、擬制陳述とされたい。

第3 附属書類

5

訴訟委任状

1通

以上